

既設装置の給水装置認定取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存の井水装置及び受水槽以下装置（以下「既設装置」という。）を千葉県水道事業給水条例第3条第1項に定める給水装置（以下「装置」という。）として再使用する場合の取扱いについて定めるものとする。

(認定の条件)

第2条 既設装置は、飲料水の供給施設として使用されていたものであり、次の各号の条件をすべて満たしているもの、又は満たすよう取替えにより改善されたものとする。

- 一 使用している給水管及び給水用具の構造及び材質が水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているものであること。
- 二 材質及び構造による水質汚染、老朽化による漏水のおそれがないものであること。
- 三 当該装置以外の水管その他の設備等と完全に切り離されているものであること。

(認定基準)

第3条 給水装置としての認定は、千葉県企業局給水装置工事検査要綱に基づく工事検査により、第2条及び別紙に掲げる事項を満たしていると認められる場合に行うものとする。

(申請)

第4条 申請の方法は、千葉県水道事業給水条例施行規程第2条の規定によるものとし、次の各号に掲げる事項を調査した既設装置調査報告書（別記第1号様式）、必要に応じて前条に定めた水質試験等の結果表を添付するものとする。

- 一 第2条（認定の条件）の確認
- 二 前条別紙に規定する漏水確認

(申請書の記載)

第5条 申請書の記載は、次の各号によるものとする。

- 一 配管図における表示は、既設装置を再使用する部分は点線、再使用しない部分は二重点線で表示するものとする。 (参考例－1)
- 二 使用材料の管種、口径及び延長は、既設装置及び新設する装置のすべてを記載するものとする。 (参考例－1)
- 三 使用材料は、既設装置分を既設装置材料と明示し、新設する装置と区分できるように記載するものとする。 (参考例－2)

附 則

- 1 この要綱は、平成8年6月1日から施行する。
- 2 既設井水装置の給水装置認定取扱い要綱（昭和45年10月1日実施）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の既設装置の給水装置認定取扱い要綱第4条の規定による申請の認定基準は、改正後の給水装置認定取扱い要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成12年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の改正前に改正前の既設装置の給水装置認定取扱い要綱の規定により調製した用紙は、改正後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の既設装置の給水装置認定取扱い要綱第4条の規定による申請の認定を受けた給水装置については、改正後の給水装置認定取扱い要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の既設装置の給水装置認定取扱い要綱第4条の規定による申請の認定基準は、改正後の給水装置認定取扱い要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別紙（第3条：認定基準）

一 更生工事の履歴がない既設装置から直結（直圧、増圧）方式にする場合

① 既設配管の耐圧試験：

ア 直結直圧方式にする場合：0.98MPaを1分間加え漏水確認

イ 直結増圧方式にする場合：1.2MPaを1分間加え漏水確認

② 水質試験

ア 井水装置

給水装置工事検査要綱第6条五に規定する水質試験

イ 受水槽以下装置

水道法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する

水質試験：水道法第20条第3項に規定する者による

採水方法：毎分5Lの流量で5分間捨て水し、その後15分間滞留させ採取

試験項目：味、臭気、色度、濁度

二 更生工事の履歴がある受水槽以下装置で、ライニングした塗料、工法、及び施工状況が明らかな場合

① 既設配管の材質

塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画・施工報告書及び塗料の浸出性能基準適合証明書の確認

ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録証の写しの確認

② 既設配管の耐圧試験

ア 直結直圧方式にする場合：0.98MPaを1分間加え漏水確認

イ 直結増圧方式にする場合：1.2MPaを1分間加え漏水確認

③ 浸出性能確認の水質試験（適切な施工が行われたことを確認する）

確認方法：公的検査機関で浸出性能試験を行い構造材質基準に基づく浸出等の基準適合を確認

なお、構造材質基準に基づく浸出性能試験に対応できる設備が整い、適正な試験結果を求めることができる、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者も公的検査機関と同等とする

採水方法：水道水を毎分5Lの流量で5分間捨て水し、その後15分間滞留させ採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水として採取する

試験項目：味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目

三 更正工事の履歴がある受水槽以下装置で、ライニングした塗料・工法及び施工状況が確認できない場合

① 既設配管の耐圧試験

ア 直結直圧方式にする場合：0.98MPaを1分間加え漏水確認

イ 直結増圧方式にする場合：1.2MPaを1分間加え漏水確認

② 浸出性能試験

確認方法：既設管を一部サンプリングし公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い浸出等の基準適合の確認

サンプリングが困難な場合は、公的検査機関で水質試験を行い浸出等の基準適合の確認

なお、構造材質基準に基づく浸出性能試験に対応できる設備が整い、適正な試験結果を求めることができる、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者も公的検査機関と同等とする

採水方法：水道水を16時間滞留させた水（受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水として採取する

試験項目：味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準別表第1のすべての項目

別記

第1号様式

既設装置調査報告書

年 月 日

千葉県企業局長 様

指定給水装置工事事業者名

給水装置工事主任技術者名

㊞

このことについて、既設装置の給水装置認定取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

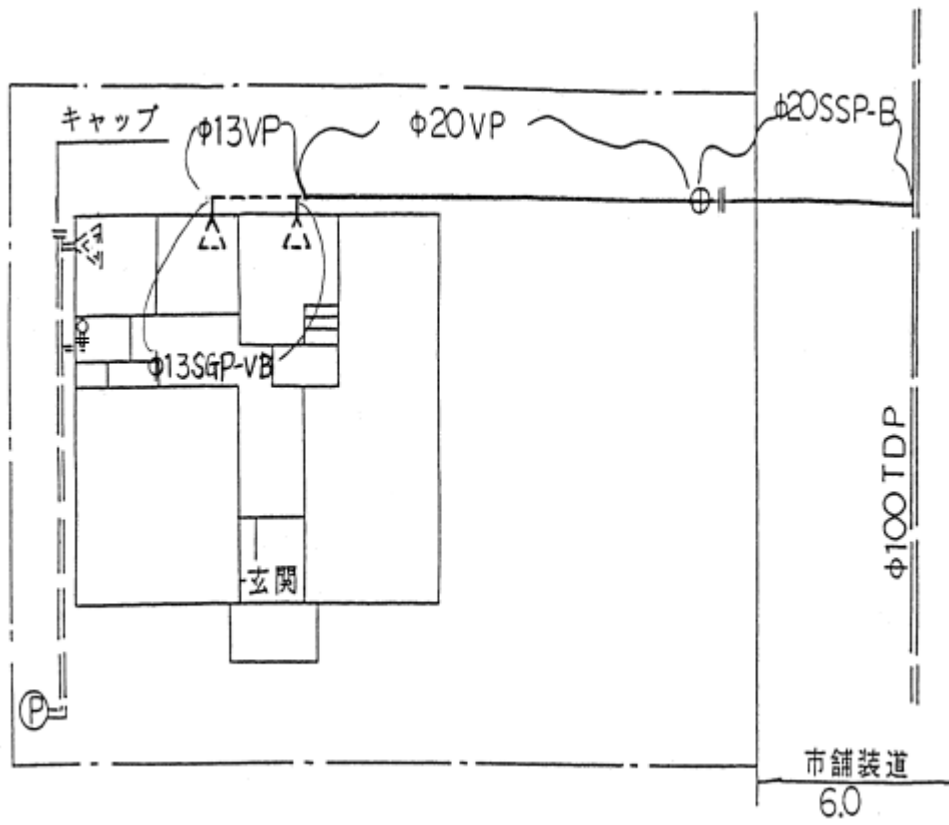
| | |
|------------------------|---|
| 装置種別 | 井水装置 ・ 受水槽以下装置 |
| 工事場所 | |
| 申請者氏名 | |
| 既設水栓番号 | |
| 使用材料の確認 | ・ 水道法施行令第6条の基準に適合している ・ 適合していないので改善が必要 () |
| 構造の確認 | ・ 異常なし ・ 異常有り () |
| 他の水管、設備との切離確認 | ・ 切離可能 ・ 切離不可能 () |
| 水圧試験 (0.98又は1.2MPa) | ・ 漏水なし ・ 漏水有り () |
| 申請者の意見 | 年 月 日 申請者氏名 印 |
| 備考 | |

* 1 () 内に改善内容を記入のこと

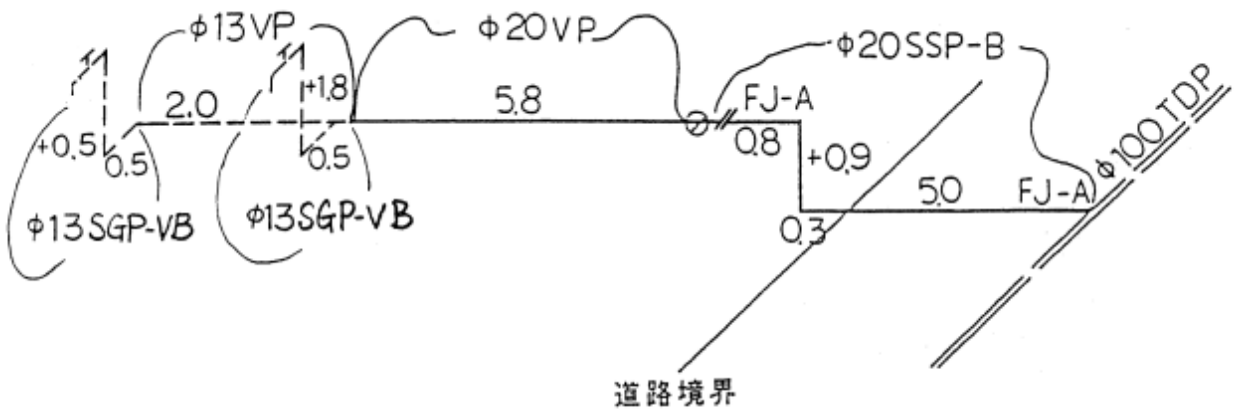
2 申請者の意見欄は、申請者がこの報告書に記載されている内容を確認した旨を記入すること。

3 水圧試験欄の1.2 MPaは、直結増圧方式での耐圧試験水圧である。

例 1
平面図



立面図



| 使用材料表 | | | | |
|---|--------------|--------|---------|-----|
| | 品 名 | 形 寸 | 員 数 | |
| | | | 設 計 | 精 算 |
| 公 道 分 | サドル分水栓 | mm | 箇 | 箇 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 宅 地 分 | 量水器 | m m | 箇 | 箇 |
| | | | | |
| | 量水器 筐 | | 箇 | 箇 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 既設装置材料 | | | |
| | 硬質塩化ビニル管 | 1 3 mm | 2 . 0 m | |
| | ビニルライニング鋼管 B | 〃 | 3 . 3 m | |
| | 万能ホーム水栓 | 〃 | 2 個 | |
| | | | | |
| | | | | |
| 使用材料は、水道法施行令第6条に規定する基準に適合していることを確認しました。 給水装置工事主任技術者 氏名 印 | | | | |